

「三言・二拍」の判語・判決

村上公一

はじめに

中国の戯曲・小説中に占める、裁判事件を題材とした作品——いわゆる公案物の比率は非常に高い。明末、馮夢龍の編になる『古今小説』（『喻世明言』）『警世通言』『醒世恒言』、及び凌濛初の編になる『初刻拍案驚奇』『二刻拍案驚奇』の「三言・二拍」は明末を代表する短篇白話小説選集であるが、やはり公案物はかなりの割合を占めている。

公案物は、それが裁判という現実社会の制度を作品中に取り込んでいる以上、現実の社会との関係、特に現実の司法制度との関係を注意深く読み取る必要がある。ここでは、「三言・二拍」中の公案物に描かれている裁判の過程、特にその判語、判決に視点を据え、現実の司法制度との関係から見直すことによって、小説が裁判事件を題材として取り上げることの意味を探ってみたい。

一

「十五貫戲言成巧禍」（『醒世恒言』巻33）は、強盜殺人、夫殺しの

罪で二人の若い男女が処刑され、その後偶然のことから真犯人が捕えられて彼等二人の冤罪が晴れるという話だが、まず二人が無実の罪を自白して処刑される場面は次のように書かれている。

府尹疊成文案、奏過朝廷、部覆申詳、倒下聖旨、說、崔寧不合奸騙人妻、謀財害命、依律處斬。陳氏不合通同奸夫、殺死親夫、大逆不道、凌遲示衆。大牢内取出二人來、當廳判一個斬字、一個副字、押赴市曹、行刑示衆。

又、真犯人に対する判決が下される場面は次のように書かれている。

（府尹）即時問成死罪、奏過官裏。待六十日限滿、倒下聖旨來、勘得、靜山大王、謀財害命、連累無辜、准律殺一家非死罪三人者、斬加等、決不待時。原問官斷獄失情、削職爲民。崔寧與陳氏枉死可憐、有司訪其家、諒行優恤。王氏既係強徒威逼成親、又能伸雪夫冤、着將賊人家產、一半沒入官、一半給與王氏養贍終身。

この二箇所で見えてくるのは、判決が律を引用してなされていることと、臨安府で起きた殺人事件について、府による処理だけではなく聖旨まで記されている点である。

中国は古くから整理された法制度を持っていたが、その中心となっ

ていたのは、罪刑法定の原則と覆審制である。

凡斷罪、皆須引律令、違者笞三十。(『明律』卷28 斷獄 斷罪引律令)

凡獄囚、鞫問明白、追勘完備、徒流以下、從各府州縣決配、至死罪者、在內聽監察御史、在外聽提刑按察司、審錄無冤、依律議擬、轉達刑部、定議奏聞、回報、直隸去處、從刑部委官、與監察御史、在外去處、從布政司委官、與按察司官、公同審決。(同 有司決囚等第)

このように、判決には律令の引用が義務づけられ、又重大な事件については当該の府、州、県で判決を下し刑の執行をすることができず、上級機関での覆審や皇帝の裁可が必要となっている。引用は明律からだが、宋代、元代に於いても同様の法規定が作られている。⁽¹⁾つまり、法制度としては、罪刑は法の規定に随って定められ、覆審制がそれを保障するものとして存在するという形をとっている。「十五貫」の律を引いた判決、聖旨の記述は当時の法制度の忠実な再現に他ならない。裁判事件を題材とした作品は「三言・二拍」全体で五十篇余りあるが、何らかの形で法の規定が示されているものが十九篇、二段階以上の判決(覆審)についての記述があるものが二十九篇ある。それらは必ずしも「十五貫」のように聖旨がしっかりと書かれているわけではなく、実際には「覆奏天子、聖旨依擬」(『古今小説』卷39「汪信之一死救全家」)、「將此事、申文上司」(『警世通言』卷35「況太守斷死孩子」)のように、その事があったという記述のみのものが多くなっ

ている。

ところで、現実の裁判で覆審によって判決がくつがえることが一体どれ程あったのか。「運取券毛烈頼原錢 失還魂牙僧索刺命」(『二刻拍案驚奇』卷16)は上訴による覆審ではあるが、当時において覆審がどのように見られていたかを示している。

昌州の陳析は、金錢を返しても質入れた土地を返してくれない毛烈を県に訴えた。

知縣道、就是銀子有的當、官只憑文券。既沒有文券、把甚麼做憑據、斷還得你。分明是一刻混賴。倒把陳析打了二十個竹篋、問了不合圖賴人罪名、量決脊杖。這三千銀子只當丟去東海大海、竟沒說處。陳析不服、又到州裏去告。准了、及至問起來、知是縣間問過的、不肯改斷、仍復照舊。又到轉運司告了。批發縣間、一發是原問衙門。只多得一番紙筆、有甚麼相干。

州は県で既に判決を下したものだから改めようとはせず、転運司では「原問衙門」つまり前に裁いた県に差し戻しただけであり、県では当然前と同じ判決を下すことになる。ここでは覆審は全く有効に機能していない。更にこの部分の評語として「世間事每如此」とあることから、覆審による判決の逆転は皆無に近いものと見做されていたと考えてよからう。

このような状況下で、下級機関の判決について記された後に付けられた「申文上司」といった記述は蛇足の感を拭えない。不必要とも思えるこれらの記述は覆審制という制度そのものへのこだわりの表われ

として読みとることができる。考える。

「酒謀財于郊肆惡 鬼對案楊化借屍」(『初刻拍案驚奇』卷14)は、于大郊という男に殺され金銭を奪われた楊化の魂が季氏に乗り移り、犯行を語るといふものだが、事件はまず県に訴えられ、知県が取り調べる。

(知縣)回到縣中、將一千人犯口詞取了、問成于大郊死罪。衆人在官的多畫了供、連李氏也畫了一個供。……知縣就把文案疊成、連人解府。

知県は吟味の末、于大郊に死罪を申し渡し、書類と関係者の身柄を府に送る。続いて府での取り調べがある。

知府看了招卷、……提筆判云、看得楊化以邊塞貧軍、跋涉千里。銀不滿三兩、于大郊輒起毒心。先之酒醉、繼之繩勒、又繼之驢馱、丟屍海內。彼以爲葬魚腹、求之無屍、質之無證、已可私享前銀、宴然無事。孰意天道昭彰、鬼神不昧、屍入海而不沈、魂附人而自語。發微瞬之奸、櫛兇人之魄。至於咬肉洩恨一語、凜然斧鉞、恐連累無干數語、赫然公平。此可謂死而靈、靈而正直、不以死而遂泯者。孰謂人可誅殺又可漏網哉。該縣禱神有應、異政足錄。擬斬情已不枉、緣係面鞠殺劫魂附情眞、理合解審撫按定奪。府中起了解批、連人連卷、解至督撫軍門孫案下告投。

知府は吟味の末、于大郊の罪は明白であり県が斬に擬したのは適當であるとし、書類と関係者の身柄を督撫のもとに送る。この府での裁きでは百八十三字にも及ぶ知府の判の引用がある。次に督撫での取り調

べは、

孫軍門看了來囚、好些不然、……遂批卷上道、楊化魂附訴冤、面審俱蘊鎖人語、誠爲甚異、仰按察司覆詳報。

督撫は、楊化の魂が乗り移っているのは事実であるとしながらも、非常に不思議な事件なので、按察司に覆審を求める。

按察司轉發本府帶管理刑廳劉同知覆審、解官將一千人犯仍帶至府中。

按察司は、当該府に下げ渡し、法廷担当の劉同知と共に覆審させることにする。

劉同知深深嘆其異、把文書申詳上司道、楊化冤魂已散、理合釋放李氏寧家、免其再提。于大郊自有眞贓、不必別證。秋後處決。

こうして于大郊は斬に処せられるわけだが、県から始まった裁判は、府、督撫、按察司、そして按察司から下げ渡された府の五段階に涉つての文書及び証人の移送や取り調べの様子が細かく描かれ、紙面のかなりはそこに割かれている。作品の主題は楊化の冤が如何にして晴らされるかという点ではなく、この不思議な事件が裁判制度の中でどのように取り扱われていくかという点にあるように思われる。ここには法制度そのもののこのこだわり、興味が端的に表われているが、更に、このシステムを積極的に利用している作品群が存在する。州、県によって冤罪を受け覆審により釈冤を得るといふ筋を持った作品で、「陳御史巧勘金釵鈿」(『古今小説』巻2)・「玉堂春落難逢夫」(『警世通言』巻24)・「李玉英獄中訟冤」(『醒世恒言』巻27)・「甄監生浪吞秘藥

春花女誤洩風情」(『二刻拍案驚奇』巻18)・「許察院感夢擒僧 三氏子因風獲盜」(『二刻拍案驚奇』巻21)などがそれに当たる。ここでは「陳御史」を例に見ていく。物語の内容は以下の通り。

江西贛州府石城県の魯学曾は顧僉事の娘阿秀と婚約していたが、学曾の両親が死に学曾が貧乏になると顧僉事は破談にしようとする。阿秀の母、孟夫人は学曾に資金を与えようと秘かに呼ぶが、やって来たのは学曾になりました従兄の梁尚賓で、金品を貰い阿秀と一夜を共に過ごして帰っていく。翌日本物の学曾が訪れ、瞞されたことを知った阿秀は首をつって自殺する。顧僉事は学曾を訴える。

知県の取り調べは当然の如く顧僉事の顔色を窺ったものになる。

知縣又徇了顧僉事人情、着實用刑拷打。魯公子吃苦不過、只得招道。……知縣錄了口詞、審得、魯学曾與阿秀空言議婚、尙未聘過門、難以夫妻而論。既因奸致死、合依威逼律問絞。一面發在死囚牢裏、一面備文書申詳上司。

知県は拷問で自白させるが、この拷問による自白は他の作品にも共通する。律の「威逼人致死」の条に依り絞首刑の判決が下される。こうして魯学曾は決定的な不幸に陥るわけだが、続いてこの不幸を強調する記述がなされている。

石城縣把這件事當做新聞、沿街傳說。正是、

好事不出門 惡事行千里。

顧僉事爲這聲名不好、必欲置魯学曾于死地。

このニュースが町中に広まり、顧僉事は増々怒り、魯学曾の死は必至のものとなる。この不幸の強調も他の作品に共通する。たとえば「玉堂春」や「李玉英」では、主人公が、獄中で牢役人から凌辱を受ける危機に会う。

禁子牢頭都得了趙上舍銀子、將玉姐百般凌辱。只等上司詳允之後、就遞病狀、結果他性命。正是、

安排縛虎擒龍計 斷送愁驚泣鳳人 (「玉堂春」)

且說那禁子、貪愛玉英容貌、眠思夢想、要去姦他。(「李玉英」)

この不幸の頂点から一転して覆審での釈放に到るのだが、覆審の裁判官は始めから清廉明察な官吏として登場する。

再說有箇陳廉御史……此人少年聰察、專好辨冤析枉、其時正奉差巡按江西。

他の作品でも、「玉堂春」では獄中の主人公のかつての恋人である巡按御史王隆景、「李玉英」では皇帝自らの命令を受けた三法司、「甄監生」「許察院」は同一人物で、「善能斷無頭事」(「許察院」)と評判の巡按御史許襄毅と、いづれも釈放を期待しうる人物が覆審を担当する。

こうして、魯学曾は釈放され、梁尚賓は斬の判決を受けることになる。

御史喝教皂隸把梁尚賓重責八十、將魯学曾枷杻打開、就套在梁尚賓身上、合依強奸論斬、發本縣監候處決。

この覆審での釈放に到る過程にはかなりの紙面が割かれ、物語全体の

中で非常に重要な部分となっている。題目「陳御史巧勘金釵釧」はまさにこの部分、陳御史が商人に化けて犯人と取り引きをし証拠の品を出させた点から付けられている。他の作品でも、「甄監生」では許公が如何に事件を推理解決していくかに、「許察院」でも題目「許察院感夢擒僧」に示されているように、「無髮青青、彼此來爭、土上鹿走、只看夜明」という夢の中の言葉の謎解に、興味が集まっている。又「玉堂春」は覆審での二人の出会いが作品の鍵となり、「李玉英」も李玉英が獄中から天子に出す上奏文こそが作品の中心になっている。

以上見てきたように、これらの作品は、州県の拷問によりやむなく無実の罪を認めた人々の悲劇が最高潮に達した時、予想だになかった明察なる覆審に会い、釈冤を得るといふ形をとる。そして、不幸のどん底に落された人々の苦しみの強調、覆審過程の重視は、覆審制そのものの持つ意味を際立たせる。

滋賀秀三氏によれば、「国家の法律は情理を部分的に実定化したものの⁽³⁾」である。とすれば、裁判とは、混沌とした現実の事象を情（人情）理（天理）からいつてしかあるべきものに秩序づけることである。そして現実が情理から乖離していればいる程、裁判の持つ意味は際立ち、そこから得られるカタルシスも増大する。その裁判によって情理からの乖離が解消されず、逆に更なる乖離へと突き落とされた状態を、改めて情理の世界に秩序づけるのが覆審ということになる。覆審による事件の解決は初めから事件が解決してしまう場合と較べ、

その落差は大きく、カタルシスも大きい。「陳御史」を始めた作品は、覆審の持つこうした意味を巧みに取り込んでいる。

二

一方、この覆審制そして罪刑法定の制度に矛盾した内容を持つ作品群が存在する。正規の手続きを経ず、犯人を取り調べの場で杖殺してしまう作品である。「三言・二拍」の中で、杖殺によって裁判が終結するものは六篇あり、以下に列記する。⁽⁴⁾

- ①「王嬌鸞百年長恨」〔警世通言〕卷34〕
- ②「姚滴珠避羞惹羞 鄭月娥將錯就錯」〔初刻拍案驚奇〕卷2〕
- ③「酒下酒趙尼嫗迷花 機中機賈秀才報怨」〔初刻拍案驚奇〕卷6〕
- ④「惡船家計賺假屍銀 狠僕人誤投眞命狀」〔初刻拍案驚奇〕卷11〕
- ⑤「西山觀設錄度亡魂 開封府備棺追活命」〔初刻拍案驚奇〕卷17〕
- ⑥「東廊僧怠招魔 黑衣盜奸生殺」〔初刻拍案驚奇〕卷36〕

①は、王嬌鸞が自分を捨てて他の女性と結婚した婚約者周廷章への恨みの詩を作り自縊した事件に対する判決である。

樊公罵道、調戲職官家子女、一罪也。停妻再娶、二罪也。因奸致死、三罪也。婚書上說、男若負女、萬箭亡身。我今沒有箭射你、用亂棒打殺你、以爲薄倖男子之戒。

樊察院は廷章の三つの罪を数え挙げ、婚約書にある「男若負女 萬箭亡身」の実行として杖殺を行うとしている。明律の「二罪以上俱發以重者論」（名例律）つまり二つ以上の罪は最も重い罪のものによって

断じ、罪を加えていくことはない、との規定に従えば、「因姦致死」が死罪に該当するわけだが、他の例からするとこの事態が「因姦致死」に当たるかは疑わしく、単に杖殺の正当化に過ぎないように思われる。廷章の罪が法の上で死罪にあたるかどうかは姑く置くとして、杖殺に対する人々の反応を見ると、「滿城人無不稱快」と、誰もが痛快に思ったことが記されている。この作品が基づいた「周廷章」(『情史』巻16)でも周廷章は打ち殺されることになっているが、そこには次の評がついている。

負心之人、不有人誅、必有鬼譴、惟不譴于鬼而誅于人、尤見人情之公耳。

つまりこの杖殺は「人情之公」として存在するものであり、だからこそ町中の人々が快哉を叫んだのである。

②はかどわかしの犯人、汪錫に対する杖殺だが、律の規定ではかどわかしは死罪にならず、又、仲間の程金と一人の女を殺してしまうが、これも致命傷を負わせていないので、これも律の規定では死罪にあたらない。その汪錫に対して、

(太守)大怒道、汪錫是首惡、如何只問充軍、喝着皂隸、重責六十板、當下氣絕。

このように太守の怒りにまかせた杖殺が行われている。

③は、強姦した女の夫の策略によって殺人の罪で捕えられた男が杖殺される。

縣官大怒道、如此奸人、累甚麼紙筆、況且口不成語、兇器未獲、

難以成招、選大樣板子一頓打死罷。喝叫、打一百。那卜良是個遊花插趣的人、那裏熬得刑償、打至五十以上、已自絕了氣了。

この県官は、卜良が犯人だと確信しているが、もし公正な裁判が行われれば、この男は強姦の罪のみになり死罪を免れ、逆に復讐した夫の殺人と妻の不名誉が明らかになってしまう。冤罪のまま卜良に死んでもらうのが「善良」な夫妻にとっては都合がよく、人情から言ってもそうであるべきこととして杖殺は描かれている。

④は、主人を殺人犯として訴えた下僕と、殺人事件をでっちあげて金銭を強請り取った男に対する杖殺であり、これも律の規定によれば死罪には到らない。

知縣大喝道、你這沒天理的狠賊、你自己貪他銀子、便幾乎害得他家破人亡、似此詭計兇謀、不知陷過多少人了。我今日也爲永嘉縣中除了一害。那胡阿虎、身爲家奴、拿着影響之事、背恩賣主、情實可恨。合當重行責罰。當時喝教把兩人扯下、胡阿虎重打四十、周四不計其數、以氣絕爲止。不想那阿虎近日傷寒病未痊。受刑不起。也只爲奴才背主、天理難容、打不上四十、死于堂前。周四直至七十板後、方纔昏絕。可憐二惡兇殘、今日斃于杖下。

彼等は「没天理的」「情實可恨」「天理難容」であるから、法の規定によらず杖殺されるというのである。更に本文のこの箇所には「所謂情理難容」との評が付されている。つまりこの杖殺は「情」「理」に依拠してなされたものである。

⑤は、夫に先立たれ道士と姦通していた女性が邪魔な子供を不孝の

罪で訴えたところ、逆に真相がばれて道士が杖殺、厳密には生きたまま棺桶に入れられてしまうわけだが、これも他の作品同様、道士の罪は死罪にはあたらない。

府尹喝叫黄妙修拖番、加力行杖、打得肉綻皮開、看看氣絕。叫幾個禁子、將來帶活放在棺中、用釘釘了。

道士はこうして殺されるが、注意したいのは母親の処遇である。同一の話は、『朝野僉載』『隋唐嘉話』『知囊補』にあるが、僅かながら違いがある。

〔朝野僉載〕

杖殺道士及寡婦、便同棺盛之。

〔隋唐嘉話〕

乃杖母及道士殺、便以向棺載母喪以歸。

〔知囊補〕

傑即殺道士而納棺

『朝野僉載』では二人を杖殺し同じ棺に入れており、『隋唐嘉話』では二人を杖殺するが母親の死体を棺に入れ、『知囊補』では道士だけを杖殺し棺に入れている。エキセントリックな展開が徐々に落ち着いた形になってきているのがわかる。この作品は『知囊補』に取材したと思われるが、道士を生きたまま棺の中に入れるという点の他、原作には記されていない母親についての府尹と息子との間のやりとりが付け加えられている。まず府尹は道士と共に母親も杖殺しようとする。その理由は、「護了奸夫、忍殺親子、這樣人留何用」である。これに対し息子は、「生身之母、怎敢記仇」「不責小的不孝、反責母親」を理由に杖殺の撤回を哀願し、府尹は、「本該打死你、看你兒子分上、留你性命」として母親を赦す。母親が子を思うという自然の感情が欠落

していることが杖殺の根拠となり、子が親を思うという自然の感情が杖殺撤回の根拠となっているのである。

⑥は、駆け落ちしようとした娘が乳母の策略により乳母の息子牛黒子に連れ去られ、途中で殺されてしまった事件で、乳母が杖殺される。

（縣令）把奶子斃于杖下、牛黒子強姦殺人、追賊完日、明正典刑。

牛黒子は法によって死罪に処せられているが杖殺される乳母の罪は法によれば死罪には至らない。法によって死罪に処することができる人間には法による死罪が、法では死罪に処することができない人間には杖殺が行われている。

こうして見ると、法では死罪に問うことのできない者に対して、法を超えて死を与えるものとして杖殺が描かれていることがわかる。そしてこの超法規的措置としての杖殺の根拠は、「人情之公」「没天理的」「情實可恨」「天理難容」「情理難容」といった言葉に示されているように、その人間の行為が人情、天理として許されていないという点に求められている。

先に述べたように、本来、法とは情（人情）理（天理）に依拠したものである。しかし現実には法が実定的であればある程、情理との間に齟齬をきたす可能性が増す。これらの杖殺はここに生じた齟齬を埋めるべく情理の側からなされた救済措置であると考えることができ。更に、「玉堂春」に於ける一秤銀、「一文錢小隙造奇冤」（『醒世恒言』巻34）に於ける朱常とト才の獄中死なども杖殺の場合と同様の意

味をそこに読み取ることができる。

三

次に、罪刑法定、覆審の制度が貫徹され、法の上では何の誤りも無い断罪が行われているにもかかわらず、それだけでは物語の終結をみない作品がある。「任孝子烈性爲神」(『古今小説』巻38)と「汪信之一死救全家」(『古今小説』巻39)である。

「汪信之」は、謀反と誣告され、捕えに來た役人達を殺してしまつた汪革の物語である。判決は以下の通り。

(大理問官)當時判出審單、略云、審得犯人一名汪革、頗有俠名、原無反狀。始因二程之私怨、妄解書詞、繼因何尉之訛言、遂開兵鬪。察其本謀、實非得已。但不合不行告辨、糾合兇徒、擅殺職官郭擇及士兵數人。情雖可原、罪實難宥。思其束手自投、顯非抗拒。……汪革照律該凌遲處死、仍梟首示衆、決不待時。

……獄具、覆奏天子。聖旨依擬。

汪革には凌遲処死の判決が下される。判語に見える「情雖可原 罪實難宥」に注意したい。情から言えば酌量の余地はあるが、罪つまり法としては許し難いとする。ここでは情と法が齟齬したまま凌遲処死の判決が下されている。情からすれば凌遲処死は重すぎる。そこで劉青の次のような行為が記されている⁽⁶⁾。

劉青一聞這箇消息、預先漏與獄中、只勸服毒自盡。

生きたままの凌遲を避けるために獄中の汪革に服毒自殺させる。

汪革死後、大理院官驗過、仍將死屍梟首懸掛國門。劉青先將屍骸藏過、半夜裏偷其頭去、棄葬於臨安門十里之外。

更に、死後晒しものにされた汪革の死体を隠してしまうという記述が付け加えられている。劉青のこれらの行為は汪革への重過ぎる法に対する情理の側からの救済措置であると読み取ることができる。

「任孝子」は、姦通を重ねた上に夫の父親を侮辱した妻とその相手を殺し、その過程で妻の一家の三人も殺してしまった「孝子」任珪の物語である。判決は以下の通り。

臨安府大尹、與該吏商量、任珪是箇烈性好漢、只可惜下手忒狠了、周旋他不得、只得將文書做過、申呈刑部、刑部官奏過天子、令勘官勘得本犯姦夫淫婦、理合殺死、不合殺了丈人丈母使女、一家非死三人、着令本府待六十日限滿、將犯人就本地方凌遲示衆。

臨安府の大尹は任珪を救いたいと思うものの、あまりにも残酷なため救い得ず、結局一家の罪の無い者三人を殺した者は凌遲という法に従つて凌遲示衆の判決が下される。ところがこの判決はそのままは執行されない。任珪は処刑当日に坐化してしまうのである。

明早奏過朝廷、憑聖旨發落。次日己牌時分、刑部文書到府、隨將

犯人任珪尸首、即時燒化、以免凌遲。

死体は結局焼かれることになり凌遲を免れている。これも「汪信之」と同じように、「情」の側からの救済措置として読みとることができる。

ところで、この二作品は多く宋人の手になるものだと考えられてい

るが、ここで下される判決から制作年代を考えると、明代のものではないかと疑われる。まず、宋、元の時代では律に代えて勅が刑法の主要部分を占めており、現実に行われた裁判の判語では「依律」「照律」「准律」といったように律に依拠することが記されているものは極めて稀であり、普通「在法」等の言葉が用いられている。「汪信之」では「照律凌遲處死」とあり、律に依拠することが記されていること、又、「凌遲處死」は、『慶元條法事類』には卷73「刑獄門三、決遣、斷獄式」・卷75「刑獄門五、部送罪人・名例勅」にそれぞれ「凌遲」の文字が見えることから、南宋では既に「凌遲處死」が刑として規定されているようだが、律文の中で規定されたのは明律が初めてであることから、明代に制作されたものと思われる。⁽⁷⁾「任孝子」では、丈人・丈母・使女の三人を殺したことが「(殺)一家非死三人」に当たり「凌遲示衆」に処されているが、「一家非死三人」が「凌遲」に処せられるという規定が「明律」まで見当らないこと、又「一家非死三人」に使女が含まれるのも明律以後であることから、この作品も明代に制作された疑いが残る。

更に、以下の作品についても同様の検討がなされるべきだろう。⁽⁸⁾

- ① 「沈小官一鳥害七命」(『古今小説』卷26) 聖旨道、……依律處斬。

張公謀財故殺、屈害平人、依律處斬、加罪凌遲、剮割二百四十刀、分屍五段。黃大保、小保、貪財殺父、不分首從、俱各凌遲處死、剮二百四十刀、分屍五段、梟首示衆。

- ② 「勘皮靴單證二郎神」(『醒世恒言』卷13) 倒了聖旨下來、這廝不合淫污天眷、奸騙寶物、准律凌遲處死。

- ③ 「十五貫戲言成巧禍」(『醒世恒言』卷33) 倒下聖旨、說、崔寧不合奸騙人妻、謀財害命、依律處斬。陳氏不合通同奸夫、殺死親夫、大逆不道、凌遲示衆。

倒下聖旨來、勘得、靜山大王、謀財害命、連累無辜、准律、殺一家非死三人者斬加等、決不待時。

おわりに

以上、裁判事件を題材とする作品を現実の法制度との関係から見てきたが、ここで改めて小説が裁判事件を題材とすることの意味を考えたい。

先に述べたように、裁判とは混沌とした現実の事象を情理からいってしかるべきものに秩序づけることである。一方、小説を編むこともやはり混沌とした現実の事象をある方向性を持って秩序づけることである。ところで、一でみた「十五貫」「酒謀財」「陳御史」等に見られる法制度へのこだわりと、二、三でみた「王嬌鸞」「汪信之」等に見られる法制度との矛盾とに共通する点は、情理から乖離してしまった世界を情理の世界に秩序づけようとすることに他ならない。⁽⁹⁾つまり、裁判という情理の実定化されたものである「法」の行われるはずの場を貸りて、情理によって秩序づけられた世界を描こうとしたものである。裁判事件はその意味で小説の恰好の材料であった。

〔注〕

(1) いづれも唐律に既に見える。「諸斷罪皆須具引律令格式正文、違者答三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。」「諸斷罪應言上而不言上、應待報而不待報、輒自決斷者、各減故失三等。」(共に「斷獄律」)

建隆三年、令諸州奏大辟案、須刑部詳覆。尋如舊制、大理寺詳斷、而後覆于刑部。凡諸州獄、則錄事參軍與司法參斷之。自是、内外折獄蔽罪、皆有官以相覆察。(『宋史・刑法志』)

至元二十八年六月、中書省奏准至元新格内一議、諸杖罪、五十七以下、司、縣斷決、八十七以上、散府、州、軍斷決、一百七十以下、宣慰司、總管府斷決。配流、死罪、依例勘審完備、申關刑部待報。(『元典章・刑部一・刑制』)

又、「李玉英獄中訟冤」(『醒世恒言』卷27)には次のような記載がある。「元來每歲夏間、朝廷例有寬恤之典、差太監審錄各衙門未經發落之事、凡事枉人冤、許諸人陳奏。」

(2) 知縣大怒說、人是苦蟲、不打不招。叫皂隸、與我撈起着實打、問他招也不招、他若不招、就活活敲死。玉姐熬刑不過、說願招。(『玉堂春』) 那問官聽了一面之詞、不論曲直、便動刑具。玉英再三折辨、那裏肯聽。可憐受刑不過、只得屈招。(『李玉英』)

當日把玄玄子來得一佛出世、二佛生天、又打勾一二百榔頭。玄玄子……到不曾喫着這樣苦楚、好生熬不得、只得招了道、……(『甄監生』)

知州也決斷不開、只得把兩人多用起刑來。李彪終久是衙門中人、說話硬浪、又受得刑起。張善是個經紀人、不曾經過這樣痛楚的、當不過了、只得屈招道……(『許察院』)

(3) 『清代中国の法と裁判』(創文社 一九八四) 290頁

(4) ここで言う「杖殺」とは、取り調べの場で打ち殺されることを指し、「杖」以外のものも含めて便宜的に使用したものである。

(5) 辛島驥『拍案驚奇(二)』(『東洋文化協會 一九五九』)の解題に指摘があ

る。

(6) 原話の『程史』には以下の二つの挿話は見えない。

(7) 凌遲については、海老名俊樹「宋代の凌遲処死について」(『宋代の社会と宗教』汲古書院一九八三) 参照

(8) 比較すべきものとして、「三現身包龍圖斷冤」(『警世通言』卷13)では夫殺しに対して「變變的問成死罪」とのみ記されている。又「萬秀娘仇報山亭兒」(同卷37)では「押赴市曹、照條處斬」とされている。

(9) 大木康氏は「馮夢龍『三言』の編纂意圖について」(『東方學』第六十九輯)で、「説話人」を裁判官になぞらえ、「情理の鏡に照らして全面的な視野から人間關係を調整する」ことが「三言」の倫理の根底を形作っていると指摘している。